

## 「容器包装リサイクル制度見直しに係る中間とりまとめ」に対する意見

項目 1 : 10ページからの「1. 発生抑制及び再使用の推進」について

a .

中間とりまとめにあるように、リサイクルよりも発生抑制、再使用を優先することは大原則です。よって、リターナブル容器は積極的に推進する必要があると考えます。しかしとりまとめの施策では、まだまだ不十分のように考えます。まず、リターナブル容器の導入目標値を数字で示し、それを事業者等、関係者に義務づけることが有効だと思います。また、例えばペットボトルにしても、技術的にはリターナブル容器が実用化できますので、技術的に可能なものについてはリターナブル容器を優先して使用することをこの箇所に明記すべきと考えます。

b . 中間とりまとめ「(2)有料化」について。

廃棄物処理の有料化は非常に有力な手段と考えますが、慎重に検討すべきであるとも考えます。拡大生産者責任により廃棄物処理費用は原則として事業者が負担すべきものとの考え方からも、市町村で有料化を検討するときは、単純な負担増にならない仕組みが必要と考えます。(例えば、ゴミ処理の有料化は、指定ゴミ袋を使用して行うケースが多いと思いますが、その場合には一定数のゴミ袋を無料で配布する等の仕組みです。)

c . 中間とりまとめ「(4)公共施設等におけるリターナブル容器の導入促進」及び「(9)事業者における自主協定締結の推進」に関して。

公共施設等におけるリターナブル容器の導入促進は当然のものとして賛成します。とりまとめでは、「対応の方向」のみが記されていますが、具体的には期日を区切って、原則義務化が必要だと考えます。また(9)で記されているファストフード店等に関しても、中間とりまとめに言う「リターナブル容器の利用と回収が合理的に行える」施設に該当すると考えますので、原則義務化が必要だと考えます。外にテイクアウトするならともかく、店内での飲食物にワンウェイ容器が使われるのは、大きな問題です。

なお、ドイツでは一時期ファストフード店等での使い捨て容器(例えばハンバーガー店での飲料物の容器)に対して、課徴金を課す自治体がありました。(地方自治体にそのような措置を執る権力があるか等の法律上の問題で取りやめたという話を聞いていますが、現在どうなっているか分かりません。)これにより、例えば世界的に展開している有名なハンバーガー店においても、ワンウェイ容器の使用をやめたそうです。

事業者における自主協定の締結を待ってはいつになるか分かりませんので、(1年とか2年の)期限を区切って原則義務化または課徴金等の経済的措置の導入が必要だと考えます。

d . 中間とりまとめ「(5) レジ袋等無料配布される容器包装に対する対策」について

レジ袋の有料化によりレジ袋が削減されることは、長くドイツに住んでいたので経験と

して理解できますし、日本において先行実施しているお店に聞いても効果が上がっているそうです。この場合、一部で検討されているような「税」の形をとるよりは、お店の収入とした方が、徴税コスト等を考えてもベターだと思います。いずれにしても、早急に導入すべき制度であると考えます。

e . 中間とりまとめ「(7) 発生抑制・再使用に係る業界ごとの指針の策定や達成状況の報告・公表等による事業者の自主的取組の促進」について

中間とりまとめに賛成です。報告・公表制度の導入を急いで下さい。

項目2：14ページからの「2. 分別収集・選別保管のあり方」について

a . 中間とりまとめ「ア. 拡大生産者責任 ...」について

中間とりまとめにもあるように、容器包装の処理費用は分別収集・選別保管を含めて原則として事業者が負担すべきものと考えます。また「実際、我が国における、市町村が責任を持って分別収集・選別保管を行う仕組み自体は、十分機能していると考えられる。」としても、これは、事業者が分別収集・選別保管の費用を負担することと矛盾するわけではありません。

b . 中間とりまとめ「イ. 発生抑制・再使用の推進と責任分担」について

中間とりまとめ「このため、再商品化のみならず、分別収集・選別保管に対しても事業者の負担を求めることにより、当該費用負担の抑制に向けた、過剰包装の抑制や容器の軽量化等が一層進展すると考えられる。」に同意します。

c . 中間とりまとめ「ウ. 分別収集の促進と責任分担」及び「エ. リサイクルの質的向上と責任分担」に関しては、中間とりまとめに同意します。

d . 中間とりまとめ「 対応の方向 」に関して

中間とりまとめ「... 引き続き市町村が分別収集・選別保管を責任を持って行いつつ、事業者が分別収集・選別保管に対しても一定の責任を果たすという役割分担が適切であると考えられる。」におおむね同意します。なお、この責任の果たし方については、処理費用は原則全て事業者負担にすべきであると考えます。

また、この場合「市町村のコストの透明化と当該業務の効率化を推進することが不可欠」ですが、この透明化及び効率化を事業者の処理費用負担の前提とすべきではないと考えます。つまり、自治体のコストの内訳が明確化されてから事業者に負担を負わせるという考え方は不適當であると考えます。現状において既に本来事業者が負担すべき費用が税金で負担されていることから、概算の段階からでも、少なくとも処理費用の一部は事業者が負担すべきと考えます。

なお、市町村のコストの透明化と当該業務の効率化はそれ自体が非常に重要であり、当然早急に進められるべきであると考えます。

項目3：20ページからの「3．再商品化手法の見直し」について

a．21ページ「分別収集量が再商品化能力を上回る可能性もあるが、その際の対応については、サーマルリカバリー等を新たな再商品化手法として認めるべきだという意見、また、サーマルリカバリーを認めるのであれば、むしろ市町村による分別収集を抑制するなどにより、他の一般廃棄物とともにサーマルリカバリーを行うべきだという意見等があり、今後とも十分検討する必要がある。」とありますが、この場合には一般廃棄物とともにサーマルリカバリーを行う方が合理的のように考えます。たぶんその方が事務コストが少なく済むでしょう。なおその場合にはそのコストの分担も(一部を事業者が負担すべきか?等)検討すべきと思います。

b．同じく21ページ「再商品化に適した容器包装の設計・素材選択を更に推進するため、例えば、分別排出や再商品化の容易性と関連付けた再商品化委託単価の設定が有効ではないか。例えば、分別排出や再商品化が困難な複合素材に対し、再商品化委託単価等を高く設定することも考えられる。」これはその通りだと思います。

項目4：23ページからの「4．その他の論点」について

a．中間とりまとめ「(7)識別表示のあり方」について

これは、僕を含め一般市民には非常に分かり難いので、何とか分かりやすくしてほしいと思います。可能なら外見が同じような容器は、素材も同じというような原則で、容器を作ってほしいと思います。